

和歌山県報

発行 和 歌 山 県和歌山市小松原通一丁目1番地毎週火、金曜日発行

| 目 次 (*については県例規集登載事項) | (取扱課室名) ページ |
|----------------------------------|--------------|
| 〇 規則 | |
| *4 和歌山県営自転車競走競技規則の一部を改正する規則 | (商工観光労働総務課)2 |
| *5 和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 | (都市政策課)3 |
| 〇 公安委員会規則 | |
| *4 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則 | 3 |
| *5 和歌山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則 | 6 |
| *6 和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則 | 7 |
| 〇 告示 | |
| 349 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 | (県民生活課)7 |
| 350 指定自立支援医療機関の指定 | (障害福祉課)8 |
| 351 <i>"</i> | (")8 |
| 352 <i>II</i> | (")8 |
| 353 <i>II</i> | (")9 |
| 354 <i>"</i> | (")9 |
| 355 <i>II</i> | (")9 |
| 356 <i>"</i> | (")9 |
| 357 <i>"</i> | (")10 |
| 358 <i>"</i> | (")10 |
| 359 <i>"</i> | (") 10 |
| 360 " | (")10 |
| 361 " | (")11 |
| 362 " | (") 11 |
| 363 <i>"</i> | (") 11 |
| 364 " | (") 11 |
| 365 <i>"</i> | (") 11 |
| 366 指定自立支援医療機関の変更 | (") 12 |
| 367 保安林の指定の解除 | (森林整備課)12 |
| 368 保安林予定森林 | (") 12 |
| 369 保安林の指定施業要件変更予定 | (") 13 |
| 370 保安林の指定施業要件の変更 | (") 13 |
| 371 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不分明 | |
| 372 " | (")14 |
| 373 <i>"</i> | (")14 |
| 374 基本測量の終了 | (技術調査課)14 |
| 375 道路の位置の指定 | (都市政策課)15 |
| 376 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に | こよる重点調整区域の指定 |
| の解除 | (港湾空港振興課)15 |

377 港湾法による放置等禁止区域の指定

")..... 15

規則

和歌山県規則第4号

和歌山県営自転車競走競技規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営自転車競走競技規則の一部を改正する規則

和歌山県営自転車競走競技規則(昭和37年和歌山県規則第73号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(イエロー・ライン踏切りの禁止)

第14条の2 先頭走者は、競走路が1周500メートル及び400メートルの場合は最終周回前々回のバック・ストレッチ・ラインから、1周335メートル及び333.3メートルの場合は最終周回前々回に入るホーム・ストレッチ・ラインから最終周回バック・ストレッチ・ラインの間において、イエロー・ラインの外側を走行してはならない。

(誘導の方法)

第23条 先頭員は、退避区間(競走路が1周500 メートルの場合は最終周回前回の第4角から最終周回の第1角までのホーム・ストレッチの間をいい、1周400メートル、335メートル及び333.3メートルの場合は最終周回の第2角から第3角までのバック・ストレッチの間をいる。)に到達するまで、原則として外帯により、高い間を走行しより、誘導中にあら導し、とい理由により誘導することができなくなったときは、誘導を中止しなければならない。

(誘導の方法)

- 第32条 先頭員は、競走路が1周500メートル及び400メートルの場合は最終周回の標識線まで 1周335メートル及び333.3メートルの場合 は最終周回前回の標識線まで、原則として外帯 線と内圏線の間を走行して、審判委員があら じめ指示する走行方法により、競達手を誘導 しなければならない。ただし、誘導中に落車し 、又は身体若しくは自転車の故障その他のやむ を得ない理由により誘導することができない。 を得ない理由により誘導を中止しなければならない。
- 2 前項の標識線は、競走路が1周500メートル 及び400メートルの場合は第2角からバック・ ストレッチ直線部への入口までの間に、1周33 5メートル及び333.3メートルの場合は第4角 からホーム・ストレッチ直線部への入口までの間に設定する。

(先頭員早期追抜きの禁止)

第35条 競走選手は、先頭員が競走路が1周500 メートルの場合は最終周回前回のバック・スト レッチ・ラインに、1周400メートルの場合は 最終周回前回に入るホーム・ストレッチ・ライ ンに、1周335メートル及び333.3メートルの 場合は最終周回前々回のバック・ストレッチ・

改正前

(イエロー・ライン踏切りの禁止)

第14条の2 先頭走者は、最終周回前々回のバック・ストレッチ・ラインから最終周回バック・ストレッチ・ラインの間において、イエロー・ラインの外側を走行してはならない。

(誘導の方法)

第23条 先頭員は、最終周回前回の第2角から第3角までのバック・ストレッチの間(以下「退避区間」という。)に到達するまで、原則として外帯線と内圏線の間を走行して、審判委員があらかじめ指示する走行方法により、誘導中を誘導しなければならない。ただし、誘導中に落車し、又は身体若しくは自転車の故障その他のやむを得ない理由により誘導することができなくなったときは、誘導を中止しなければならない。

(誘導の方法)

- 第32条 先頭員は、最終周回の標識線まで、原則として外帯線と内圏線の間を走行して、審判委員があらかじめ指示する走行方法により、競走選手を誘導しなければならない。ただし、誘導中に落車し、又は身体若しくは自転車の故障その他のやむを得ない理由により誘導することができなくなったときは、誘導を中止しなければならない。
- 2 前項の標識線は、<u>第2角からバック・ストレッチ直線部</u>への入口までの間に設定する。

(先頭員早期追抜きの禁止)

第35条 競走選手は、<u>先頭員が最終周回前回に入るホーム・ストレッチ・ライン</u>に到達するまでは、先頭員を追い抜いてはならない。

<u>ライン</u>に到達するまでは、先頭員を追い抜いて はならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第5号

和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県屋外広告物条例施行規則(昭和59年和歌山県規則第85号)の一部を次のように改正する。

別表第3第1項第10号及び第4項の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第1号様式別紙2、別記第3号様式別紙2及び別記第4号様式別紙2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第7号様式の3中「第13条の3」を「第13条の4」に改める。

別記第10号様式中「和歌山県屋外広告物条例施行規則(昭和59年和歌山県規則第85号)」を「和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)」に改める。

別記第11号様式の2中「第16条の2第2項」を「第16条の3」に、「30日」を「前30日」に改める。

別記第13号様式中「規則第19条の3第1項第1号」を「規則第16条の3第1号」に、「様式第17号の2」を「別記第11号様式の2」に、「条例第29条第1項各号」を「条例第25条第1項各号」に、「規則第19条の3第1項第3号」を「規則第16条の3第3号」に、「様式第17号の3」を「別記第11号様式の3」に改める。

別記第13号様式の2中「本市域内のみ」を「和歌山県の区域内(和歌山市の区域を除く。)のみ」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第4号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月13日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則(昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改正前 |
|---|--|
| 第1条 警務部に、次の9課を置く。 略 <u>広報県民課</u> 略 | 第1条 警務部に、次の9課を置く。 略 警察相談課 略 |
| 第2条 総務課においては、次の事務をつかさど る。 (1)~(4) 略 (<u>5</u>) 略 | 第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)~(4) 略 (5) 広報室の運用に関すること。 (6) 警察音楽隊の運用に関すること。 下 |

第3条の2 略

第6条の3 略

2 企画室においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(6) 略

- (7) 情報公開に関する
- 個人情報の保護に関すること。

第8条 教養課においては、次の事務をつかさど

- (1) (2) 略
- (3) 術科指導・職務執行安全指導室の運用に関 すること。
- (4) 略
- 第9条 教養課に、術科指導・職務執行安全指導 室を附置する。
- -術科指<u>導・職務執行安全指導室</u>においては、 次の事務をつかさどる。
 - (1)~(5) 略
 - (6) 警察官の職務執行の安全確保に係る指導に 関すること。
- 第11条の4 広報県民課においては、次の事務を つかさどる。
 - (1) 略
 - (2) 略
 - (3)
 - 広報室の運用に関すること。 警察音楽隊の運用に関すること。

第11条の5 広報県民課に、犯罪被害者支援室を 附置する。

1条の6 広報県民課に、広報室を附置する。 広報室においては、次の事務をつかさどる。 第11条の 6 広報室を附置する。

 2
 広報室においては、

 (1)
 広報に関すること。

 (2)
 渉外(他の部課室の所掌に属するものを除って)

 (2)
 た関すること。

第11条の7 広報県民課に、警察音楽隊を附置す

る。 警察音楽隊においては、警察音楽隊の運営に 関する事務をつかさどる。

第11条の8 略

第13条 生活安全企画課においては、次の事務を つかさどる。

(1)~(3) 略

(4) 行方不明者、迷い子等の保護に関すること (第14条第2項第9号に規定する事務を除る <u>。)</u>。

第3条の2総務課に、広報室を附置する。2広報室においては、次の事務をつかさどる。(1)広報に関すること。(2)渉外(第2条第3号に規定する事務及び他の部課室の所掌に属するものを除く。) に関

第3条の3 総務課に、警察音楽隊を附置する。 2 警察音楽隊においては、警察音楽隊の運営に 関する事務をつかさどる。

第3条の4 略

第6条の3 略

- 2 企画室においては、次の事務をつかさどる。
 - (1)~(6) 略

(7) 略

第8条 教養課においては、次の事務をつかさど

- (1)・(2) 略
- (3) 術科指導室の運用に関すること。
- (4) 略

第9条 教養課に、術科指導室を附置する。

- 2 術科指導室においては、次の事務をつかさど る。
 - (1)~(5) 略

第11条の4 <u>警察相談課</u>においては、次の事務を つかさどる。

- (1) 略
- (2) 情報公開に関すること
- 個人情報の保護に関すること。 (3)
- (4) 略

第11条の5 警察相談課に、犯罪被害者支援室を 附置する。

略

第11条の6 略

第13条 生活安全企画課においては、次の事務を つかさどる。

(1)~(3) 略

(4) 行方不明者、迷い子等の保護に関すること

(5)~(11) 略

第14条 略

- 2 子供女性安全対策室においては、次の事務を つかさどる。
 - (1)~(8) 略
 - (9) 行方不明者、迷い子等の捜索に関すること

第20条の2 サイバー犯罪対策課においては、次 の事務をつかさどる。

- (1) サイバーセキュリティ戦略に関する企画、 総合調整及び実施に関すること (サイバー人材育成室の所掌に属するものを除く。)。
- (4) サイバー人材育成室の運用に関すること。

第20条の3 サイバー犯罪対策課に、サイバー人 材育成室を附置する。

2 サイバー人材育成室においては、サイバー犯 罪の取締り及び被害の拡大の防止のために必要 な人材の育成に関する事務をつかさどる。

第21条 刑事部に、次の6課及び1所を置く。

略

機動捜査分析課 科学捜査研究所

第22条 刑事企画課においては、次の事務をつか さどる。 (1)~(7) 略

- (8) 刑事捜査員育成支援室の運用に関すること
- (9) 略

第22条の2 刑事企画課に、刑事捜査員育成支援

室を附置する。
2 刑事捜査員育成支援室においては、刑事警察官の犯罪捜査に必要な能力の向上の支援に関する事務をつかさどる。

第23条 捜査第一課においては、次の事務をつか さどる。

- (1) 犯罪の捜査に関すること (検視官室及び他 の部課の所掌に属するものを除く。)。
- (2) $\overline{\sim}(4)$ 略
- (5) 検視官室の運用に関すること。

第23条の3 捜査第一課に、検視官室を附置する

- 2 検視官室においては、次の事務をつかさどる

 - 検視に関すること。 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号)の施行に関すること。 (2)

<u>27条</u> 機動捜査分析課においては、次の事務を つかさどる。 <u>第</u>27条

- (1) 犯罪の捜査に必要な情報の収集、整理その 他犯罪の捜査に必要な情報に関すること。
- 捜査装備品の研究及び開発に関するこ 犯罪統計に関すること。_
- 機動捜査隊の運用に関すること。 (4)

(5)~(11) 略

第14条 略

- 2 子供女性安全対策室においては、次の事務を つかさどる。
 - (1)~(8) 略

第20条の2 サイバー犯罪対策課においては、次

- の事務をつかさどる。 (1) サイバーセキュリティ戦略に関する企画、 総合調整及び実施に関すること。
- (2) (3) 略

第21条 刑事部に、次の5課、1所及び1隊を置 略

科学捜査研究所 機動捜査隊

第22条 刑事企画課においては、次の事務をつか さどる。 (1)~(7) 略

- (8) 捜査情報分析支援センターの運用に関すること。
- (9) 略

第22条の2 刑事企画課に、捜査情報分析支援セ

- ンターを附置する。 捜査情報分析支援センターにおいては、次の 事務をつかさどる。
- 1) 犯罪の捜査に必要な情報の収集、整理その 他犯罪の捜査に必要な情報に関すること 捜査装備品の研究及び開発に関するこ 犯罪統計に関すること。

第23条 捜査第一課においては、次の事務をつか

- (1) 犯罪の捜査に関すること(他の部課の所掌 に属するものを除く。)。
- (2)~(4) 略

第27条の2 置する。 2 機動捜査隊においては、次の事務をつかさど

犯罪多発地域における遊撃捜査等の機動捜

刑事部長が特に命ずる犯罪の捜査に関する

第28条 略

第28条の2 略

第32条の2 略

2 交通捜査・暴走族対策室においては、次の事 務をつかさどる。

(1)~(3) 略

(4) 飲酒運転に係る交通指導取締りに関するこ

第42条 警備課においては、次の事務をつかさど

 $(1)^{\sim}(7)$ 略

(8) 警衛対策室の運用に関すること。

第42条の3 略

2 警衛警護室においては、次の事務をつかさど

る。
(1) 警衛及び警護に関すること (警衛対策室の 所掌に属するものを除く。)。

[42条の4 警備課に、警衛対策室を附置する。 警衛対策室においては、第45回全国高等学校 総合文化祭和歌山大会、第36回国民文化祭・わ かやま2021及び第21回全国障害者芸術・文化祭 わかやま大会における警衛及び警護に関する事 務をつかさどる。

第50条 各部の課に課長を、科学捜査研究所に所長を、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機 動隊に隊長を置く。

2 • 3 略

第27条 略

第27条の2 略

<u>第28条</u> 機動捜査隊においては、次の事務をつか さどる。

(1) 犯罪多発地域における遊撃捜査等の機動捜 査に関すること。 緊急事件発生時の初動捜査に関すること。 広域機動捜査班の運用に関すること。

刑事部長が特に命ずる犯罪の捜査に関する

第32条の2 略

2 交通捜査・暴走族対策室においては、次の事 務をつかさどる。

(1)~(3) 略

第42条 警備課においては、次の事務をつかさど

(1)~(7) 略

第42条の3 略

2 警衛警護室においては、次の事務をつかさど

(1) 警衛及び警護に関すること。

(2) 略

第50条 各部の課に課長を、科学捜査研究所に所 長を、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通 警察隊及び機動隊に隊長を置く。

2 • 3 略

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第5号

和歌山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月13日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

和歌山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

和歌山県警察国有物品管理規則(昭和39年和歌山県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改正前 |
|---|---|
| (物品供用員及び物品供用員代理) 第5条 本部の課、科学捜査研究所、機動隊、交 通機動隊、高速道路交通警察隊、警察学校及び 警察署(以下「各所属」という。)に、物品供 用員を置く。 2~4 略 5 物品供用員代理は、次の各号に掲げる各所属 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職に ある者をもって充てる。 (1)・(2) 略 (3) 交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警 察隊及び警備部機動隊 副隊長 | (物品供用員及び物品供用員代理) 第5条 本部の課、科学捜査研究所、機動捜査隊、機動隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察学校及び警察署(以下「各所属」という。)に、物品供用員を置く。 2~4 略 5 物品供用員代理は、次の各号に掲げる各所属の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職にある者をもって充てる。(1)・(2) 略 (3) 刑事部機動捜査隊、交通部交通機動隊、交通部底通路交通警察隊及び警備部機動隊副隊長 (4)・(5) 略 |

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第6号

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月13日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則

和歌山県警察職員定員規則(平成4年和歌山県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|--|
| | 5人 0人 5人 8人 9とする。 警察本部 警察官 警察官以外の職員 小計 警察官 等察官 小計 警察官 997人 1,425人 警察官以外の職員 86人 |
| 2 略 | 2 略 |

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第349号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え 置いて、令和2年4月3日まで縦覧に供する。 令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日令和2年3月3日
- 2 名称

特定非営利活動法人SEE WAVE 和歌山

- 3 代表者の氏名
 - 笠松晶久
- 4 主たる事務所の所在地 和歌山県有田郡有田川町大字下津野850番地の1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して安全で住みよい生活環境の実現をはかるため、自然エネルギーによる 自然との共存を推進する。また自然災害に対する防災体制の強化、啓発活動を行う。さらに地域福祉ネットワークづくりを推進、地域ぐるみ福祉の推進体制を地域全体に提言する。以上のような活動を通じて子供から高齢者まで住みよい、新しい"まちづくり"の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第350号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|--------------------|------------|--|-------------|
| 医療法人裕真会下間クリニッ ク | 和歌山市市小路402 | 下間仲裕 | 令和 2.3.1 |

和歌山県告示第351号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|---------|-------------|--|-------------|
| みやび調剤薬局 | 和歌山市大谷403-3 | 瀬嶋雅子 | 令和 2.3.1 |

和歌山県告示第352号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年3月13日

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|---------|----------|--|------------|
|---------|----------|--|------------|

和歌山県報 第88号

令和2年3月13日(金曜日)

| マエダ薬局 | 海草郡紀美野町動木29-3 | 前田祉郎 | 令和 2.3.1 |
|-------|---------------|------|-------------|

和歌山県告示第353号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|------------|-----------------|--|-------------|
| 医療法人杏林会嶋病院 | 和歌山市西仲間町一丁目30番地 | 郭哲次 | 令和 2.3.1 |

和歌山県告示第354号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|---------|-------------|--|-------------|
| 安原薬局 | 和歌山市和田463-2 | 永井尚 | 令和 2.3.1 |

和歌山県告示第355号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|---------|-------------------|--|-------------|
| こやま小児科 | 和歌山市匠町29番地 小山ビル3階 | 小山佳紀 | 令和 2.3.1 |

和歌山県告示第356号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年3月13日

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|---------|----------|--|------------|
| | | | |

和歌山県報 第88号

令和2年3月13日(金曜日)

| 菖蒲ヶ丘薬局 | 和歌山市津秦5-1 | 山住良子 | 令和 2.3.1 |
|--------|-----------|------|-------------|
|--------|-----------|------|-------------|

和歌山県告示第357号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|---------|--------------|--|-------------|
| ふたば調剤薬局 | 和歌山市木ノ本116-3 | 二宮領子 | 令和 2.3.1 |

和歌山県告示第358号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|-----------|------------------|--|-------------|
| 合同会社Leben | 海草郡紀美野町小畑794番地19 | 訪問看護ステーションHanako | 令和 2.3.1 |

和歌山県告示第359号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|-------------|---------------|--|-------------|
| ワン・ツー・スリー薬局 | 和歌山市手平五丁目1-19 | 堺井弥太彦 | 令和 2.3.1 |

和歌山県告示第360号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年3月13日

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|---------|------------------|--|-------------|
| 株式会社心和 | 紀の川市貴志川町岸宮990-66 | 心音訪問看護ステーション | 令和 2.3.1 |

和歌山県告示第361号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|------------|-------------|--|-------------|
| 嶋本脳神経外科·内科 | 和歌山市西浜921-4 | 嶋本嘉克 | 令和 2.3.1 |

和歌山県告示第362号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の名称 医療機関の所在地 | | 指 定 年月日 |
|---------|------------------|-----|-------------|
| 半羽胃腸病院 | 和歌山市堀止南ノ丁4-11 | 朝井忠 | 令和 2.3.1 |

和歌山県告示第363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|---------|---------------|--|-------------|
| マリーン薬局 | 和歌山市和田1179-18 | 井上雅亘 | 令和 2.3.1 |

和歌山県告示第364号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の名称 医療機関の所在地 | | 指 定 年月日 |
|--------------|--------------------------------|-----------------------|-------------|
| セントケア和歌山株式会社 | 和歌山市紀三井寺840番地の39 メゾン山水 I 103号室 | セントケア訪問看護ステーション 城北 | 令和 2.3.1 |

和歌山県告示第365号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|--------------|---------------------------|--|-------------|
| 医療法人日進会日進会病院 | 東牟婁郡那智勝浦町朝日一丁目221番 地の1 | 初岡慎一 | 令和 2.3.1 |

和歌山県告示第366号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 変更内容 | 変更前 | 変更後 | 変 更 年月日 |
|-----------------|---------------|--------------|-----------------------------------|-------------------|-------------|
| 合同会社サンオ リエント | 和歌山市太田四丁目5-13 | 医療機関の 所在地 | 和歌山市新中島81-1 パレロワイヤル新 中島202号 | 和歌山市太田四丁目5 -13 | 令和 2.2.1 |

和歌山県告示第367号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 伊都郡高野町大字高野山字護摩壇10の2・10の3・10の5 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林 水産振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第368号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により 告示する。

令和2年3月13日

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町大川字谷987から990まで
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第369号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第370号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第371号

令和2年和歌山県告示第130号(以下「告示第130号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不分明である通知の相手方

花坂延男

原田和典

柳本朋亮

西川廣男

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第130号のとおり

和歌山県告示第372号

令和2年和歌山県告示第174号(以下「告示第174号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不分明である通知の相手方

堂柿豊藏

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要 件

告示第174号のとおり

和歌山県告示第373号

令和2年和歌山県告示第175号(以下「告示第175号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不分明である通知の相手方

井谷浩

花坂延男

栗山さとの

古元一久

那須武夫

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要 件

告示第175号のとおり

和歌山県告示第374号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した 旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年3月13日

- 1 作業の種類 基本測量 (空中写真撮影・オルソ作成)
- 2 作業期間 令和元年8月27日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県新宮市並びに西牟婁郡白浜町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、古座川町、 北山村及び串本町

和歌山県告示第375号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。 令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| | | 申請者 | | 道 | 路 |
|------|------------------|---------------|-------|------|---------|
| 指定番号 | 指 定 位 置 | 住 所 | 指定年月日 | 幅員 | 延 長 |
| | | 氏 名 | | メートル | メートル |
| 3497 | 御坊市島字飴屋814番1の一 | 日高郡みなべ町南道352番 | 令和 | 6.00 | 103. 66 |
| | 部、814番3の一部、814番5 | 地 | 2.3.2 | | |
| | | 坂本登 | | | |

和歌山県告示第376号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例(平成20年和歌山県条例第22号)第8条第3項の規定により、次のとおり重点調整区域の指定を解除し、令和2年4月1日から適用することとしたので、同条第5項の規定により準用する同条第2項の規定により公示する。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

重点調整区域の指定を解除する区域

平成20年和歌山県告示第1586号(和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重 点調整区域の指定)で公示した和歌山下津港琴の浦地区の港湾区域内の重点調整区域のうち、別図に示す 区域

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事 務所に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第377号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の11第1項の規定により、放置等禁止区域(港湾区域、港湾隣接地域又は臨港地区のうち、港湾の開発、利用及び保全上特に必要があると認める区域をいう。以下同じ。)及び当該放置等禁止区域における放置等禁止物件(みだりに、捨て、又は放置してはならない船舶その他の物件をいう。以下同じ。)を、次のとおり指定し、令和2年4月1日から適用することとしたので、同条第2項の規定により公示する。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 放置等禁止区域に指定する区域

和歌山下津港琴の浦地区の港湾区域及び港湾隣接地域のうち、別図に示す区域

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾 事務所に備え置いて縦覧に供する。

- 2 放置等禁止物件に指定する物件
- (1) 船舶(アからカまでに掲げるものを除く。)及びその係留の用に供する工作物
 - ア 国又は地方公共団体の所有する船舶

- イ 漁船法 (昭和25年法律第178号) 第2条第1項に規定する漁船
- ウ 専ら海上運送法 (昭和24年法律第187号) 第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶
- エ 専ら港湾運送事業法 (昭和26年法律第161号) 第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船 舶
- オ 専ら内航海運業法 (昭和27年法律第151号) 第2条第2項に規定する内航海運業の用に供する船舶
- カ しゅんせつ船その他の作業船
- (2) 自動車等(ア及びイに掲げるものに限る。)及びその部品(いずれも港湾隣接地域内の放置等禁止 区域内に存するものに限る。)
 - ア 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する 原動機付自転車
 - イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第2条第2項に規定する使用済自 動車